

令和 8 年 3 月 31 日

伊万里市議会議長 中山 光義 様

氏名 香月 孝夫



令和7年度 伊万里市政務活動費収支報告について

伊万里市政務活動費の交付に関する条例第5条第1項により、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。



様式第4号・その2（第7条関係）

令和7年度 政務活動費収支報告書

議員名 香月 孝夫

1 収入 政務活動費 250,000 円

2 支出

項 目	金 額 (円)	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費	210,000	香月孝夫後援会事務所（伊万里市新天町660）
その他の経費		
合 計	210,000	

3 残 額 40,000 円

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第5号・その8 (第7条関係)

(年間分)

事 務 所 費

(支出明細書)

事 務 所 の 場 所	〒848-0041 伊万里市新天町660
賃 借 料	年額：210,000円 内訳 (35,000円×12カ月×1/2=210,000円)
光 熱 水 費	
消 耗 品 購 入 費	
備 品 リ ー ス 料	
事務機器リース料	
そ の 他	
合 計	210,000円

領 収 証

No. _____

香月孝夫

様

2026

年 3 月 23 日

★ ￥ 420,000.-

但 賃借料 1ヶ月 35,000円 × 12ヶ月分

上記正に領収いたしました (2025年4月 ~ 2026年3月)

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ フォー1036

定期建物賃貸借契約書

賃貸人 ■■■■■ (以下「甲」)、賃借人 香月孝夫 (以下「乙」)、及び乙の連帯保証人 ■■■■■ (以下「丙」) は、次の通り、香月孝夫の1階後援会事務所および2階倉庫の用に供する定期賃貸借契約を締結します。

第1条 (物件) 伊万里市新天町660番地の1階と2階 (奥の玄関前の駐車場1台分付)

第2条 (賃貸借期間) ①令和5年6月1日から令和9年5月31日まで。

②本物件は定期建物賃貸借であることを各当事者は確認し、契約の更新はなく期間満了時に本契約は終了し、乙は甲に直ちに返還するものとする。

第3条 (賃料など) ①1か月 3万5千円。

前月末までに翌月分を甲が指定する口座に乙が振り込むこととする。光熱費等は乙の契約、負担とする。

②1階のエアコン利用のための動力利用に関しては、月に1000円を甲は乙に援助する。動力の契約を止めた場合は、援助を中止する。動力契約を止めた場合には、乙は甲に連絡し、使用月以外の援助がある場合には乙は甲に返還する。

第4条 (敷金) ①12万円。前契約時の1階敷金7万円と2階敷金5万円の合計12万を今回の契約の敷金として引き継ぐものとする。

②甲は乙から、本契約解約時に本物件の明け渡しを受けた際には、乙の未払い賃料その他、乙の債務の弁済に充てる分を差し引いて、敷金を返還する。

第5条 (使用目的) ①1階は香月孝夫さんの後援会事務所として、2階は香月孝夫さんの倉庫として、香月孝夫さんの管理下においてのみの使用に制限する。

第6条 (禁止事項) ①有料無料に関わらず、全体、一部に関わらず、賃貸借の譲渡の禁止、本件建物の転貸を禁止する。

②アルコール等の持ち込み、提供の禁止

③本件建物の増改築、造作の変更の禁止 (事前に申し出て甲の許可があれば可能)。

④本物件内における動物の飼育の禁止 (ただし、甲が許可したものは可能)。

第7条 (火災保険) 乙は、甲が指定する「借家人賠償責任保険」「個人賠償責任保険」などの特約が付いた火災保険に入ることとする。4年間の契約期間とし、保険証書の内容の写しを乙は甲に提出する。年払いの場合は、毎年の払い込み済の確認書類の写しを提出する。

第8条 (契約の中途解約) ①乙は、3か月前までに解約の申し入れを甲にして中途解約することができる。

②甲は、乙の賃料振り込み2か月分の滞納がある場合、あるいは、乙が本契約書に従わない使い方をした場合には、中途解約することができる。

第9条（明け渡し等）乙は本契約が終了した場合には、自己の保管するものすべてを自己の費用で負担して収去するものとする。処分費用は乙の負担とする。

第10条（当然消滅）

本物件が火災、自然災害、人的災害などで、通常の用に供することができなくなった場合には、契約は消滅する。この場合、甲は乙に対して責任を負わない。

第11条（エアコン）1階2階ともエアコンが故障した場合に、甲は修繕、新規交換の義務を負わない。

第12条（注意事項）①火の始末にはくれぐれも気をつける。

②誰もいない場合には、必ず施錠する。

上記の2点は、乙は関係者に伝えて徹底すること。

第13条（トイレの簡易手洗い器、玄関インターホン、照明関係、壁、建具、設備など）甲は修理や新規交換の義務を負わない。

第14条（連帯保証）丙は、本契約から生じる乙の甲に対する債務につき、連帯保証する。連帯保証人は、甲が認めたもの1人を乙は選出する。連帯保証人は必ず1人必要で、変更する場合には、甲に連絡して契約書に署名してもらう。

第15条（協議）本契約に定めのない事項または本契約に疑義が生じた場合には、甲乙は誠意をもって協議の上解決する。

以上の通り、契約が成立したので、本契約書3通を作成し、各自署名のうえ、各1通を所持する。

令和 5年5月31日

賃貸人（甲）住所

氏名

賃借人（乙）住所

〒848-0047

伊万里市 伊万里町 甲43-23

氏名

香月孝夫

連帯保証人（丙）住所

氏名